

アンケート調査の結果



今回のアンケート調査により、多くの方々が、万沢小学校の利活用について、関心をお持ちであることが確認できました。今後、調査結果を分析し、万沢地区にふさわしい魅力ある活用案を、提示できるように検討していきます。ご協力いただきました皆様、誠にありがとうございました。なお、個人情報につきましては、本調査の目的以外には利用いたしません。

1 アンケートの目的と内容

万沢小学校をどのような使い方で希望されているかを調査し、これからの方向性を検討する資料とすることを目的とします。質問内容は小学校（校庭を含め）を活用すべきか、また、活用する場合の方向性等を選択方式で回答し、その他に具体的な希望があれば記入することといたしました。

2 アンケートの実施期間

令和3年11月上旬から令和4年1月31日まで

3 アンケートの対象と回答状況

万沢小学校は、これまで地域の生活の中心にあり、地域の将来を考える上で重要な要素となることから、万沢地区にお住いの中学生以上の方に調査用紙での回答をお願いし、その他はホームページ上での回答としました。回答者数は、調査用紙とホームページを合わせて360人でした。

- ・郵送（万沢地区） アンケート用紙送付者数 858人 うち 回答者 348人（回答率 40.55%）
- ・ホームページ 回答者 12人

Q1 性別を教えてください。

回答者数（単位：人） 回答全体に占める割合（%）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（%）
男性	166	46.1
女性	193	53.6
未回答	1	0.3

Q2 年齢を教えてください。

回答者数（単位：人） 回答全体に占める割合（%）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（%）
10代	17	4.7
20代	18	5.0
30代	26	7.2
40代	29	8.1
50代	46	12.8
60代	65	18.1
70代以上	158	43.9
未回答	1	0.3

Q3 お住まいの場所を教えてください。

回答者数（単位：人） 回答全体に占める割合（%）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（%）
朝日区	51	14.2
富士見区	127	35.3
元宿区	88	24.4
新宿区	41	11.4
陵草区	42	11.7
その他	10	2.8
未回答	1	0.3

Q4 万沢地区に何年住んでいるのか教えてください。

回答者数（単位：人） 回答全体に占める割合（%）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（%）
1年未満	8	2.2
1年～5年未満	20	5.6
5年～10年未満	22	6.1
10年～20年未満	25	6.9
20年以上	282	78.3
未回答	3	0.8

万沢小学校の利活用に関する

Q5 現在の職業を教えてください。

回答者数（単位：人）

回答全体に占める割合（％）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（％）
学生	18	5
家事	71	19.7
自営業	34	9.4
会社員	83	23.1
パート	38	10.6
公務員・団体職員	3	0.8
その他	112	31.1
未回答	1	0.3

Q6 万沢小学校をこれから活用すべきだと思いますか。

回答者数（単位：人）

回答全体に占める割合（％）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（％）
このままにすべきだ	14	3.9
取り壊すべきだ	13	3.6
別の用途（使い方）で活用すべきだ	297	82.5
わからない	35	9.7
未回答	1	0.3

Q7 万沢小学校はどのような活用方向がよいと思いますか。

回答者数（単位：人）

回答全体に占める割合（％）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（％）
スーパー等商業関係	70	11.5
福祉関係	162	26.6
教育・文化関係	119	19.6
農産物加工等関係	61	10.0
観光関係	56	9.2
企業誘致関係	66	10.9
行政関係	38	6.3
その他	35	5.8
未回答	1	0.2

「福祉関係」が26.6%、次いで「教育・文化関係」が19.6%となっています。

（複数回答可）

Q8 地域で意見交換会を開催する場合は参加しますか。

回答者数（単位：人）

回答全体に占める割合（％）

	回答者数（単位：人）	回答全体に占める割合（％）
はい	280	77.8
いいえ	75	20.8
未回答	5	1.4

Q9 万沢小学校の利活用計画で具体的な希望があれば記入してください。

貴重なご意見を多数いただきました。

一部を記載します。

- ・ 高齢者施設
- ・ 公園
- ・ 宿泊施設
- ・ 教育文化施設



【お問合せ】

企画課 ☎ 66-3402

2022(令和4)年度 筋肉若返り運動教室年間予定

(午前9時30分～午前10時30分)

椅子座位や立位での筋トレ・バランス運動を中心としたフレイル予防を目指した誰でも参加できる教室です。



◎ 参加される方へのお願い(事前の申し込みは必要ありません。)

☆利用者及び同居する家族が37.5度または平熱より1度以上の発熱や症状(咳、鼻水、息苦しさ、強いだるさ、味覚・嗅覚障害)がある場合は参加を控えてください。

☆南部分庁舎での開催では、睦合地区の日と栄地区の日とそれぞれ振り分けてありますので地区別での分散開催にご協力ください。

☆自宅での検温と血圧測定、マスク着用でのご来場にご協力ください。



☆会場の入り口は正面玄関の1か所としますので、必ず正面玄関からお入りください。

☆入館時に検温を実施します。また、備え付けの消毒液での手指消毒をお願いします。

☆会場では他の利用者との距離を保つために配置されている椅子を動かさないでください。

☆飲み物、健康手帳、体操で使用するタオルをご持参ください。

改善センター (月曜日)	富河地区 の方に限定	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		日	11	9	6	11	22	5	17	14	12	16	6	6

万沢ふれあい センター (月曜日)	万沢地区 の方に限定	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		日	18	23	20	25	29	12	24	28	19	23	13	13

分庁舎 2階 (金曜日)		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	睦合地区 の方に限定	日	8	13	3	1	7/29	2	9/30	11	2	13	3	3
	栄地区 の方に限定		22	20	17	15	26	16	14	25	16	20	17	17

運動教室の日程については諸事情により変更となることがあります。その際には「FM告知放送」や広報誌の「スマイルなんぶカレンダー」でお知らせいたします。また、感染拡大により中止となる場合も開催前日と当日の「FM告知定時放送」でお知らせいたします。

お問合せ: 南部町地域包括支援センター(役場分庁舎福祉保健課内)

☎ 64 - 4836 担当: 理学療法士 金森 永次

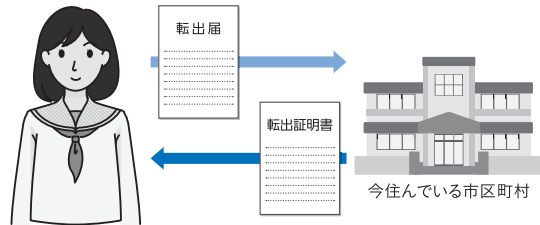
住民票の手続きについて

Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！

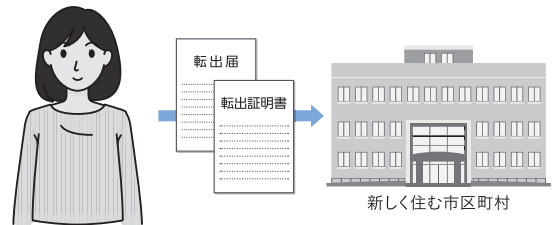
引っ越し前

① 転出届を提出し、転出証明書を受け取る



引っ越し後

② 転出証明書を添えて、転入届を提出



- 転入届は、転入した日から**14日以内**に提出してください。
- 引っ越しをした際には、「**マイナンバーカード**」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードもお持ちください。
- 「**マイナンバーカード**」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に「転入届の特例による転出届」を郵送することで、転出証明書の発行なしで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きすることが可能です。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。

Q 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

住民票を移してから**3ヶ月経過**したら、引っ越し後の**新しい住所地**で投票できます。

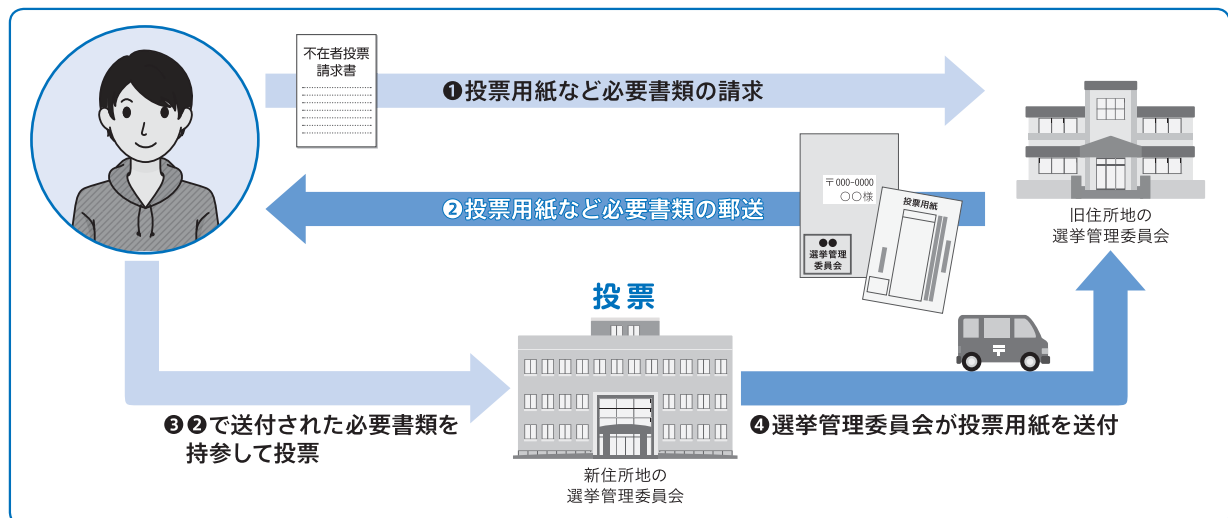
- 選挙人名簿の登録基準日において3ヶ月経過している必要があります。

もし、**3ヶ月経過する前**に選挙があった場合は、**引っ越し前の住所地**で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

Q 選挙の日に引っ越し前の住所地に行けない場合は、投票できないの？

そんなときは、**不在者投票**ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。



詳細は
こちら



成年年齢は **18歳** に引き下げられます！

明治時代から今まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていましたが、この民法が改正され、成年年齢が4月1日から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18・19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、国民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

18歳 からできるようになること	20歳 にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none"> ○10年有効のパスポートの取得 ○国家資格の取得 (公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許など) ○結婚(男女とも18歳に) 女性は16歳から18歳に引き上げ ○性別の取扱いの変更審判を受けられる ○親の同意がなくても契約ができる ・携帯電話の契約 ・ひとり暮らしの部屋を借りる ・クレジットカードを作る ・ローンを組む など 	<ul style="list-style-type: none"> ○大型・中型自動車運転免許の取得 (大型自動車運転免許の取得は21歳以上) ○飲酒をする ○喫煙をする ○競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ○養子を迎える 

成年年齢引き下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意ください。

大人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意志で契約ができたり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取り消すことができますが、大人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取り消しができなくなります。そのため、保護がなくなったばかりの高校・大学在学中などの新成人をねらい打ちにする悪質な業者がいます。新成人をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

契約や買い物は、しっかりと「考えて」から！

※※※こんなトラブルに注意※※※



- ◆ダイエットサプリメントなどの詐欺的な定期購入トラブル
- ◆エステや脱毛などの美容医療トラブル
- ◆情報商材・マルチ商法・オンラインカジノ・暗号資産等のもうけ話



お問合せ

■契約や買い物で「困ったな」と思ったら ⇒ 消費者ホットライン ☎ 188

■警察に対する相談は ⇒ ☎ #9110

■貸金業に関する問い合わせ

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎ 0570-051-051

関東財務局 甲府財務事務所 理財課 ☎ 055-253-2263

私たちの生活に関わる
お金や金融の仕組みに
についても知っておこう！



※成年年齢引き下げに伴う南部町成人式については、当面の間、20歳の方を対象に1月に実施する予定です。
お問合せ：生涯学習課 64-3115